

開催日時

2025年12月23日（火曜日）
午前11時（午前10時30分受付開始）

開催場所

東京都港区虎ノ門四丁目1番13号
Prime Terrace KAMIYACHO 2階
当社会議室

目次

第14回定時株主総会招集ご通知 1

| | |
|--------|----|
| 事業報告 | 4 |
| 連結計算書類 | 22 |
| 連結注記表 | 25 |
| 計算書類 | 35 |
| 個別注記表 | 38 |
| 監査報告書 | 44 |

| | |
|---|----|
| 株主総会参考書類 | 52 |
| 第1号議案 取締役4名選任の件 | 52 |
| 第2号議案 監査役1名選任の件 | 55 |
| 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 | 56 |
| 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度の改定の件 | 57 |



第14回 定時株主 総会招集 ご通知

株式会社みらいワークス
証券コード6563

証券コード6563
2025年12月8日
(電子提供措置の開始日 2025年12月1日)

株主各位

東京都港区虎ノ門四丁目1番13号2階
株式会社みらいワークス
代表取締役社長 岡本 祥治

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第14回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://mirai-works.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして頂き、銘柄名（みらいワークス）又は証券コード（6563）を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権をご行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年12月22日（月曜日）午後6時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 興

記

1. 日 時 2025年12月23日（火曜日）午前11時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門四丁目1番13号
Prime Terrace KAMIYACHO 2階 当社会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第14期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第14期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度の改定の件
4. 議決権行使のご案内
- (1) 書面の郵送による議決権行使
- 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年12月22日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。
- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットによる議決権行使
- 同封の議決権行使書用紙に記載の当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2025年12月22日（月曜日）午後6時30分までに議案に対する賛否をご入力ください。
- スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。（詳細は、3ページをご参照ください。）
- (3) 議決権の重複行使の取り扱い
- ①書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

-
- ◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する下記の議決権行使ウェブサイトにてご利用いただくことが可能です。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

[議決権行使ウェブサイトアドレス] <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2025年12月22日（月曜日）午後6時30分までとなつておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネットによる議決権行使方法について

[パソコンをご利用の方]

上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。

[スマートフォンをご利用の方]

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権行使いただくことができます。

なお、一度議決権行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力ください。(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

3. ログインID及びパスワードのお取扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されているログインID及びパスワードは、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルにご連絡ください。

4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合もございます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部

[専用ダイヤル] 0120-975-960

[受付時間] 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

事 業 報 告

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、緩やかな回復基調が続いているものの、継続する物価上昇や為替相場の変動に加え、世界的な金融引き締めの長期化に伴う景気下振れ懸念、緊迫化する国際情勢など、依然として先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような環境の中で、首都圏を中心とした人材不足及び働き方改革への関心の高まり、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進、地方創生の促進を背景に、当社グループのプロフェッショナル人材事業は、これらの事業機会を捉えるべく事業活動を推進いたしました。当期における主要KPIは、契約数828件・1契約当たり売上総利益244千円・直接営業人員数55名・大手企業取引数89社で推移いたしました。プロフェッショナル人材の登録人数については堅調に増加し、2025年9月30日時点で92,000名を突破いたしました。

当社グループでは、プロフェッショナル人材事業を主軸事業とし、付随事業として地方創生事業、ソリューション事業を展開しております。

プロフェッショナル人材事業においては、当社グループが受託した業務を業務委託契約に基づいて、プロフェッショナル人材向けの人材登録システム「FreeConsultant.jp」に登録のあるプロフェッショナル人材へ再委託する方法及び当社グループが上記プロフェッショナル人材を有期雇用し、顧客企業へ派遣する方法の二通りで遂行しております。

その他、クライアントの課題解決をプロフェッショナル人材のチームで支援するコンサルティングサービス「みらいデジタル」、デジタル・クリエイティブ人材に特化し、フリーランス・副業・正社員のマッチングを行う「MOREWORKS」を展開しております。

また、20-30代向けの転職支援サービス「ConsulNext.jp」（コンサルネクスト）及びプロ人材の転職力拡張を目的とした情報提供メディア「CAREER Knock」を運営しております。

地方創生事業においては、社会課題である東京一極集中の是正を目指して、首都圏のプロ人材と地方企業との副業・転職マッチングサービスの提供を行っております。

副業マッチングサイト「Skill Shift」においては、地域金融機関や自治体と連携

(地域金融機関の提携・連携先の実績は全国122金融機関、自治体との連携の実績は3省庁29都府県100市区町村) し、都市部人材の持つ業務スキルによる地方企業の経営課題の解決を促進しております。

転職マッチングサイト「Glocal Mission Jobs」地方創生メディア「Glocal Mission Times」においては、地方での働き方や魅力ある地方優良企業の情報発信を通じ地方企業への転職を後押ししております。

また、全国の自治体と連携し中央省庁の事業を推進しており、プロフェッショナル人材と共に地域課題解決型のワーケーションツアーを企画・実施し関係人口の創出や地域課題の解決に貢献する、各自治体の課題や特性を分析し移住を促進する効果的なプロモーション戦略を企画・立案する等、地方創生と産業振興を支援しております。

ソリューション事業においては、プロフェッショナル人材事業や地方創生事業で培ったノウハウやビッグデータを活用し、大企業や自治体に対して各種ソリューションを提供しております。現在、以下の3つのサービスを展開中です。

1. みらRe-skillingサービス

実践型リスキリング支援サービスで、社員のウェルビーイング向上と人的資本経営の推進を目的としております。座学に加えて、地域企業やスタートアップでの副業、越境学習、地域課題解決型の副業体験など、「実践の場」を通じてスキルを定着させる仕組みを提供しております。

2. Boosterサービス

オープンイノベーション推進サービスで、スタートアップの成長支援や企業・自治体のイノベーション推進を目的としております。スタートアップにはアクセラレーションプログラムの開催、専門人材の紹介・アサイン、ビジネスマッチング等を提供し、企業・自治体には、アクセラレーションの企画運営や社内コンペによる新規事業創出支援などを行っております。

3. サステナビリティ経営支援

サステナビリティに関する経営課題を明確化し、各種プロフェッショナル人材や、消費者ニーズ・市場トレンド調査、オンラインメディア「GREEN NOTE」等を活用しながら、課題解決のためのコンサルティングから実行まで伴走支援しております。

これら事業推進の結果、当連結会計年度の売上高は11,144,579千円となりました。利益面について、営業利益は284,179千円、親会社株主に帰属する当期純利益は91,164千円となりました。

なお、当社グループは、プロフェッショナル人材事業を中心とした様々な事業を展開しておりますが、経済的特徴が概ね類似していること等から、セグメント別の記載はしておりません。

(注) サービス名は商標又は登録商標です。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施した資金調達の状況は以下のとおりであります。

① 新株発行による資金調達

該当事項はありません。

② 借入による資金調達

該当事項はありません。

(3) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの今後の経営課題とその対策は以下のとおりであります。

① 事業間連携・クロスセルの推進

既存のプロフェッショナル人材事業に加え、地方創生事業やソリューション事業へとサービスを拡大する中、事業ポートフォリオ全体での連携強化が重要な課題となっております。

プロフェッショナル人材に対しては、「サービス間連携・クロスセルの推進」と「多様な商談の創造」を進めると共に、「ライフワーク・デザインの伴走者」としての認知度向上を図ります。具体的には、プロフェッショナル人材の新規登録機能を統合し、1サービスの登録から複数サービスの利用へと繋げることでサービス間連携を強化いたします。また、ライフワーク・ライフワーク両面での挑戦の機会を最大化すべく多様な商談を拡充するとともに、みらいワークスの活動発信を強化し、ライフワーク・デザインの啓蒙を推進してまいります。

クライアントに対しては、「事業間連携・クロスセルの推進」と「多様な商談の創造」を推進します。複数事業のソリューションを組み合わせることにより、売上高3,000億円以上を中心とした大企業との接点を強化いたします。同時に、大企業のみならず、地方の老舗企業や自治体、官公庁、ベンチャー・スタートアップ、海外といった多様な領域の商談化にも積極的に取り組んでまいります。

全社売上高の柱となっているプロフェッショナル人材事業、高い利益率の見込める地方創生事業及びソリューション事業で構成される事業ポートフォリオの最適化を図ることにより、売上・利益双方の最大限の成長を目指してまいります。

② 生産性の向上と仕組化

現状、当社グループのビジネスモデルが特異であるため即戦力人材を採用することは困難であり、新規に採用した営業人員の戦力化まで、6ヶ月ほどを要しております。これについて、ノウハウの共有、データ蓄積とファクトデータによる業務遂行など、より仕組化を強化し、経営管理の情報把握のスピードを上げ、マネジメントのスピードアップに繋げてまいります。

また、デジタル化に対応する人材に注目が集まり、引き続き大企業でのDX（デジタルトランスフォーメーション）推進を背景に、当社内のDX化を推し進めてまいります。その他、働き方の変化に伴い、情報セキュリティ保護の進化をしてまいります。

③ 登録プロフェッショナル人材の確保とエンゲージメントの強化

当社グループの事業拡大のためには、プロフェッショナル人材の確保が必要不可欠となります。PR活動やWebマーケティングを中心に、当社への登録を行うプロフェッショナル人材数を増やす施策を引き続き実施してまいります。また、プロフェッショナル人材が、雇用、副業、独立、離職（リカレント教育等）といった多様な働き方を実践し、ライフステージの変化に応じて働き方を選択していくうえで、当社グループが選ばれ続けるようプロフェッショナル人材とのエンゲージメントの強化を図ってまいります。

④ マッチング方法の変化と仕組みの強化

クライアントと登録プロフェッショナル人材のマッチングについて、当社グループ社員が全てに介在して、1件ずつ手厚く対応をしており、その業務工数が多大となっております。

また現状、高単価案件を扱うプロフェッショナル人材の領域では、Web上のマッチングを成立させることができ、クライアントと登録プロフェッショナル人材の双方の意識や商習慣により困難とされていますが、将来的には変化し、この領域においても、Web上でマッチングが成立する時代がくると考えております。

当社グループは、これまで蓄積してきたプロフェッショナル人材領域におけるマッチングノウハウを活用し、既存ビジネスであるプロフェッショナル・エージェント事業において、プロフェッショナル人材が自ら案件情報を確認し直接応募ができる仕組みを導入し、「FreeConsultant.jp」のサイトリニューアルを実施するなど、今後も継続的に機能の強化を行ってまいります。

⑤ 営業人員の増員と優秀な社員の確保

主力事業であるプロフェッショナル人材事業においては、売上高に直結する契約数を増加するために、営業効率の改善を図るだけでなく営業人員数を増加させていく必要があります。新規採用を継続的に行っていくことに加えて、多様な働き方を積極的に取り入れ、経営理念に共感する優秀な社員を確保してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

| 区分 | 第11期 2022年9月期 | 第12期 2023年9月期 | 第13期 2024年9月期 | 第14期 2025年9月期 |
|----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 売 上 高 (千円) | — | 8,369,907 | — | 11,144,579 |
| 営 業 利 益 (千円) | — | 235,173 | — | 284,179 |
| 経 常 利 益 (千円) | — | 250,081 | — | 295,700 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (千円) | — | 129,012 | — | 91,164 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | — | 25.23 | — | 17.17 |
| 純 資 産 (千円) | — | 1,151,198 | — | 1,306,747 |
| 総 資 産 (千円) | — | 2,698,605 | — | 3,105,490 |
| 1株当たり純資産 (円) | — | 220.17 | — | 250.34 |

- (注) 1. 当社は、2022年10月12日に株式会社ハイブを連結子会社化したことにより、第12期に連結計算書類を作成しており、2025年3月3日にGreenroom株式会社を連結子会社化したことにより、第14期に連結計算書類を作成しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数を用いて算出しております。

②当社の財産及び損益の状況

| 区分 | 第11期 2022年9月期 | 第12期 2023年9月期 | 第13期 2024年9月期 | 第14期 2025年9月期 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 売 上 高 (千円) | 6,352,796 | 8,358,621 | 10,608,091 | 11,143,079 |
| 営 業 利 益 (千円) | 112,526 | 291,474 | 573,401 | 316,562 |
| 経 常 利 益 (千円) | 126,679 | 313,763 | 583,028 | 329,063 |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 39,252 | 192,712 | 66,508 | 124,603 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 7.80 | 37.69 | 12.65 | 23.46 |
| 純 資 産 (千円) | 936,930 | 1,214,898 | 1,300,306 | 1,340,186 |
| 総 資 産 (千円) | 2,187,693 | 2,761,904 | 3,320,161 | 3,137,133 |
| 1株当たり純資産 (円) | 187.38 | 232.35 | 244.99 | 256.74 |

- (注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数を用いて算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 資 本 金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---------------|----------|-------|----------------|
| Greenroom株式会社 | 32,250千円 | 100% | サステナビリティ経営支援事業 |

(7) 主要な事業内容

| 事 業 | 主 要 製 品 |
|---------------|--|
| プロフェッショナル人材事業 | プロフェッショナル人材向けサービス事業。 当社に登録しているプロフェッショナル人材を顧客企業へ人材派遣を行う事業。 基幹システム開発、戦略策定やPMO及びIT、業務改善コンサルティング等。 |

(8) 主要な営業所及び従業員の状況

① 営業所（2025年9月30日現在）

| 名称 | 所在地 |
|------|--------|
| 東京本社 | 東京都港区 |
| 関西支社 | 大阪府大阪市 |
| 九州支社 | 福岡県福岡市 |
| 東北支社 | 宮城県仙台市 |

② 従業員の状況（2025年9月30日現在）

| 従業員数 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-------|--------|
| 193名 | 36.6歳 | 2年7ヶ月 |

(注) 従業員数は、有期雇用契約社員及び派遣社員29名（年間の平均人員）を含んでおりません。

(9) 主要な借入及び借入額（2025年9月30日現在）

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,417,400株
- (3) 当事業年度末の株主数 1,907名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数（株） | 持株比率（%） |
|--------------------|-----------|---------|
| 岡本 祥治 | 2,797,500 | 53.59 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 172,000 | 3.29 |
| 楽天証券株式会社 | 125,000 | 2.39 |
| 五味 大輔 | 97,000 | 1.85 |
| 株式会社SBI証券 | 88,177 | 1.68 |
| 久納 克宣 | 67,400 | 1.29 |
| 前田 信男 | 65,100 | 1.24 |
| 品川 広志 | 60,000 | 1.14 |
| 株式会社レフバ | 52,400 | 1.00 |
| 東原 弘樹 | 49,900 | 0.95 |

(注) 上記のほか、自己株式が197,408株あります。持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況
第1回新株予約権は2025年2月13日に、第2回新株予約権は2025年3月4日に、第3回新株予約権は2025年9月30日に全ての行使が完了いたしました。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年9月30日現在)

| 地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職 |
|-------|-------|--|
| 代表取締役 | 岡本祥治 | 社長 (株)オンサイドパートナーズ 代表取締役 |
| 取締役 | 池田真樹子 | コーポレート部長 |
| 取締役 | 中田康雄 | (株)中田康雄事務所 代表取締役 一般社団法人スマート・テロワール協会 代表理事兼会長 |
| 取締役 | 相澤利彦 | TSUNAGU・パートナーズ(株) 代表取締役 グロービス経営大学院教授 (株)ウォンタムリープードイノベーション 代表取締役 日本信号(株) 社外取締役 (監査等委員) |
| 常勤監査役 | 亀村明 | (株)ドラEVER 社外監査役 |
| 監査役 | 品川広志 | 弁護士法人エムパートナーズ代表社員 (弁護士) 星野リゾート・リート投資法人 監督役員 (株)インフィキュリオン 社外監査役 (株)アデラント 社外監査役 キッズウェル・バイオ(株) 社外監査役 ESRリート投資法人 監督役員 (株)メトセラ 社外監査役 |
| 監査役 | 本行隆之 | シロウマサイエンス(株) 取締役 のぞみ監査法人 代表社員 日本ホテル&レジデンシャル投資法人 監督役員 (株)Stand by C京都 代表取締役 (株)NHKビジネスクリエイト 社外監査役 (株)インフィキュリオン 社外監査役 NE(株) 社外監査役 ブルーコーリーン(株) 社外監査役 |

- (注) 1. 池田真樹子氏の戸籍上の氏名は、宮崎真樹子であります。
 2. 取締役中田康雄氏及び相澤利彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 3. 監査役品川広志氏及び本行隆之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 4. 監査役本行隆之氏は、公認会計士のため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は取締役中田康雄氏、監査役品川広志氏及び本行隆之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2015年6月24日開催の臨時株主総会において、年額金80百万円以内（うち、社外取締役16百万円以内）と決議されております（使用人兼務役員に係る使用人分給与を含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役は1名）です。2022年12月23日開催の株主総会において、非金銭報酬として譲渡制限付株式の年額80百万円以内として決議しております。取締役の報酬の基本報酬として固定報酬と非金銭報酬等としての譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うとしております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は2名です。

監査役の金銭報酬の額は、2017年12月22日開催の定時株主総会において、年額金40百万円以内（うち、社外監査役30百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、株主総会において定められた報酬限度額の範囲内で代表取締役社長の岡本祥治に一任し、代表取締役社長の岡本祥治は、各役員の職務の内容、実績・成果などを勘案して個人別の取締役報酬の具体的な支給額、支給時期等を決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

| 役員区分 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | | 対象となる役員の員数(名) |
|--------------|------------------|------------------|---------|--------------|---------------|
| | | 基本報酬 | 業績運動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役（うち社外取締役） | 45百万円 (10百万円) | 33百万円 (10百万円) | — | 11百万円 (—) | 4 (2) |
| 監査役（うち社外監査役） | 15百万円 (6百万円) | 15百万円 (6百万円) | — | — | 3 (2) |
| 合 計 | 60百万円 (17百万円) | 48百万円 (17百万円) | — | 11百万円 (—) | 7 (4) |

- (注) 1. 当事業年度末における取締役は4名、監査役は3名あります。
2. ストックオプションによる報酬は含んでおりません。
3. 上記非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各監査役ともに同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員です。被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって保険会社が補填するものであり、1年ごとに更新しております。なお、当該保険契約では、違法に利益又は便宜を得たことに起因する場合や犯罪行為、不正行為、詐欺行為又は法令、規則等に違反することを認識しながら行った行為に起因する場合等は免責事項としております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外取締役 中田康雄氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

(株)中田康雄事務所代表取締役、一般社団法人スマート・テロワール協会代表理事兼会長であり、全ての兼職先と当社との取引利害関係は一切ありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(イ) 取締役会への出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ、必要に応じ経営者としての専門的見地から発言を行い、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監督体制を充実させるという役割を適切に果たしております。

(ロ) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

② 社外取締役 相澤利彦氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

TSUNAGU・パートナーズ(株)代表取締役、グロービス経営大学院教授、(株)クオンタムリープフードイノベーション代表取締役、日本信号(株)社外取締役(監査等委員)であり、全ての兼職先と当社との取引利害関係は一切ありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(イ) 取締役会への出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関する行った職務の概要

取締役就任後における出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ、必要に応じ経営者としての専門的見地から発言を行い、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監督体制を充実させるという役割を適切に果たしております。

(ロ) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

③ 社外監査役 品川広志氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

弁護士法人工ムパートナーズ代表社員、星野リゾート・リート投資法人監督役員、(株)インフキュリオン社外監査役、(株)アデランス社外監査役、キッズウェル・バイオ(株)社外監査役、ESRリート投資法人監督役員、(株)メトセラ社外監査役であり、全ての兼職先と当社との取引利害関係は一切ありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(イ) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ、主に弁護士としての専門的な知見と豊富な経験より幅広い観点から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(ロ) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であり、取締役等の職務の執行状況についての報告を受け適宜質問や意見を述べるなどにより適切な監査を行っております。

(ハ) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

④ 社外監査役 本行隆之氏

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

シロウマサイエンス(株)取締役、のぞみ監査法人代表社員、日本ホテル&レジデンシャル投資法人監督役員、(株)Stand by C京都代表取締役、(株)NHKビジネスクリエイト社外監査役、(株)インフキュリオン社外監査役、NE(株)社外監査役、ブルークリーン(株)社外監査役であり、全ての兼職先と当社との取引利益関係は一切ありません。

イ. 当該事業年度における主な活動状況

(イ) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であり、重要事項の質疑をはじめ、主に公認会計士としての専門的な知見と豊富な経験より幅広い観点から意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(ロ) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であり、取締役等の職務の執行状況についての報告を受け適宜質問や意見を述べるなどにより適切な監査を行っております。

(ハ) 当社の不祥事に関する対応の概要

当事業年度において不祥事は発生しておらず、該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人A&Aパートナーズ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | |
|------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 26,500千円 |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき | |
| 金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26,500千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制として、取締役会にて、「内部統制システム構築の基本方針」を制定し、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- i 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制
 - (i) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定める。
 - (ii) 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
 - (iii) 当社の取締役会は、取締役の職務執行について監視・監督を行う。
 - (iv) 当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。
 - (v) 当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部通報規程」を定め、社内通報窓口を設置する。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。
- ii 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (i) 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書保管管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとする。
 - (ii) 当社は、「情報セキュリティ基本規程」等の社内規則に基づき、また「個人情報保護規程」を制定し、情報の保存及び管理に関する体制を整備する。
- iii 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、リスクマネジメント活動を推進する。
 - (ii) 当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
 - (iii) 当社の内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の実施状況について監査を行う。

- iv 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 当社は、取締役会を毎月 1 回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行う。
 - (ii) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
 - (iii) 当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を週 1 回以上開催する。
- v 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (i) 当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握する。
 - (ii) 当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、経営会議にて審議を行い、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
 - (iii) 当社は、「内部通報規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
 - (iv) 当社の内部監査担当者は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
 - (v) 当社の監査役は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
- vi 当社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項
- (i) 監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用者から監査役補助者を任命することができる。
 - (ii) 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - (iii) 監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

vii 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (i) 当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
- (ii) 当社は、前項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

viii その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
- (ii) 当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行う。
- (iii) 当社の監査役は、内部監査担当者の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- (iv) 当社の監査役は、監査法人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

ix 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

x 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

- (i) 当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対策規程」に則り、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言する。
- (ii) 反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

i 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

ii コンプライアンス

当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により、相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めています。

iii リスク管理体制

経営会議において、各部・チームから報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

iv 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 2,749,978 | 流動負債 | 1,798,742 |
| 現金及び預金 | 1,447,732 | 買掛金 | 1,390,710 |
| 売掛金 | 1,069,605 | 未払法人税等 | 17,928 |
| 契約資産 | 186,576 | 契約負債 | 15,072 |
| その他 | 46,063 | 賞与引当金 | 87,708 |
| 固定資産 | 355,511 | その他 | 287,322 |
| 有形固定資産 | 62,954 | | |
| 建物 | 67,706 | | |
| 工具、器具及び備品 | 22,290 | | |
| 減価償却累計額 | △27,041 | 負債合計 | 1,798,742 |
| 無形固定資産 | 164,281 | 純資産の部 | |
| のれん | 136,462 | 株主資本 | 1,306,747 |
| その他 | 27,818 | 資本金 | 94,910 |
| 投資その他の資産 | 128,275 | 資本剰余金 | 395,372 |
| 投資有価証券 | 0 | 利益剰余金 | 942,389 |
| 長期前払費用 | 27,957 | 自己株式 | △125,923 |
| 繰延税金資産 | 44,607 | | |
| その他 | 55,709 | 純資産合計 | 1,306,747 |
| 資産合計 | 3,105,490 | 負債及び純資産合計 | 3,105,490 |

連 結 損 益 計 算 書

(自2024年10月1日 至2025年9月30日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高 | | 11,144,579 |
| 売上原価 | | 8,303,927 |
| 売上総利益 | | 2,840,651 |
| 販売費及び一般管理費 | | 2,556,472 |
| 営業利益 | | 284,179 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1,423 | |
| 受取手数料 | 3,518 | |
| 保険解約返戻金 | 4,506 | |
| 雑収入 | 2,375 | 11,823 |
| 営業外費用 | | |
| 支払手数料 | 302 | 302 |
| 経常利益 | | 295,700 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 0 | |
| 減損損失 | 93,182 | 93,182 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 202,517 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 104,539 | |
| 法人税等調整額 | 6,813 | 111,353 |
| 当期純利益 | | 91,164 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 91,164 |

連結株主資本等変動計算書

(自2024年10月1日 至2025年9月30日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | 純資産 合計 |
|---------------------|---------|---------|---------|----------|------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本 合計 | |
| 2024年10月1日残高 | 86,765 | 387,227 | 851,224 | △24,910 | 1,300,306 | 1,300,306 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | 8,145 | 8,145 | | | 16,290 | 16,290 |
| 親会社株主に 帰属する当期純利益 | | | 91,164 | | 91,164 | 91,164 |
| 自己株式の取得 | | | | △101,013 | △101,013 | △101,013 |
| 連結会計年度中の 変動額合計 | 8,145 | 8,145 | 91,164 | △101,013 | 6,441 | 6,441 |
| 2025年9月30日残高 | 94,910 | 395,372 | 942,389 | △125,923 | 1,306,747 | 1,306,747 |

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 Greenroom株式会社

当連結会計年度より、Greenroom株式会社の株式を取得したことに伴い、当該会社を連結の範囲に含め、連結計算書類を作成しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

なお、当連結会計年度において、Greenroom株式会社は、決算日を8月31日から9月30日に変更しております。同社のみなし取得日を2025年3月31日としているため、2025年4月1日から2025年9月30日までの6か月間を連結しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を含む）については定額法を採用しております。

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ 長期前払費用

定額法を採用しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（5年）を見積もり、その見積期間に応じて均等償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績が無いこと、貸倒懸念債権が存在しないことにより、貸倒引当金は計上しておりません。

ロ 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

プロフェッショナル人材向けサービス

顧客企業から業務委託、人材派遣、もしくは人材紹介という形態で案件を受注し、当社グループは登録者の中から適したプロフェッショナル人材を選定し、受注した業務委託を再発注、又は有期雇用契約を行うことで顧客の抱える経営課題に対し最適な解決方法でサポートするサービスです。履行義務は顧客に対し約束したサービスを契約期間にわたり提供することであり、顧客との契約におけるサービスの提供期間にわたって履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

人材紹介サービス

中途採用を予定している顧客に対して、求人ニーズに応じて転職希望者を紹介するサービスです。履行義務は顧客へ紹介した人材が入社した時点で充足されるため、一時点で収益を認識しております。

ソリューションサービス

新規事業の立ち上げやオープン・イノベーション支援を蓄積されたノウハウ

とビッグデータを活用することでソリューションの提供を行うサービスです。履行義務は顧客に対し約束したサービスを契約期間にわたり提供することであり、顧客との契約におけるサービスの提供期間にわたって履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

なお、収益は、いずれのサービスも顧客との契約において合意された金額で測定しており、取引の対価は契約条件に従い、履行義務を充足した時点から概ね1年以内で支払いを受けていることから、重要な金融要素はありません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。) 等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日) 第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりあります。

(Greenroom株式会社に係るのれんの評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 136,462千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、Greenroom株式会社の全株式を取得し子会社化したことによって、のれんを計上しております。のれんは、その効果の発現する期間にわたって均等償却されますが、買収時に見込んだ事業計画どおりに業績が進捗しない等、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている場合や、経営環境が著しく悪化しているような場合には、減損の兆候があると判断し、減損損失を計上する可能性があります。

なお、当連結会計年度においては、減損の兆候がないとの判断を行っています。将来の営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの算定の基礎となる事業計画における主要な仮定は、リサーチ・PRサービスにおける売上高であり、将来の不確実な市場環境や経営環境の変化等により、当該仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類におけるのれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

| | |
|-------------|-----------|
| 当座貸越の極度額の総額 | 850,000千円 |
| 借入実行残高 | 一千円 |
| 差引額 | 850,000千円 |

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式5,417,400株

(注) 普通株式の数の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行に伴う
増加分であります。

(2) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び総数

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。買掛金は、ほとんど2ヶ月以内の支払期日であります。投資有価証券は、非上場株式であり発行体の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、社内規程に従い、案件及び取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。非上場株式については、定期的に発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

イ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、適時に資金繰り計画を作成・更新し、資金繰り動向の把握・管理を行うとともに、当座貸越契約により手許流動性を安定的に維持・確保する体制で流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

該当事項はありません。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

| 区分 | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|-------|--------------------|
| 非上場株式 | 0 |

(注) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 1,447,732 | — | — | — |
| 売掛金 | 1,069,605 | — | — | — |
| 合計 | 2,517,337 | — | — | — |

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、プロフェッショナル人材事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

| | 合計 |
|-----------------------|------------|
| 一定の期間にわたり移転される財又はサービス | 10,842,236 |
| 一時点で移転される財又はサービス | 302,343 |
| 顧客との契約から生じる収益 | 11,144,579 |
| その他の収益 | — |
| 外部顧客への売上高 | 11,144,579 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記（4）会計方針に関する事項⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 1,142,515 |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 1,069,605 |
| 契約資産（期首残高） | 172,375 |
| 契約資産（期末残高） | 186,576 |
| 契約負債（期首残高） | 7,382 |
| 契約負債（期末残高） | 15,072 |

契約資産は、主に、ソリューションサービスにおいて、履行義務が充足された対価に対する未請求の権利に関するものであります。契約資産は、支払いに対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権へ振り替えられます。

契約負債は、主に、ソリューションサービスにおいて、サービスの提供前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は7,382千円であります。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

なお、当連結会計年度は連結計算書類の初年度であるため、期首残高の数値は個別の前事業年度の数値を記載しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 250円34銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 17円17銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(企業結合に関する注記)

当社は、2025年3月3日開催の取締役会において、Greenroom株式会社の全株式を取得することを決議するとともに同日付にて全株式を取得し同社を子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業 Greenroom株式会社

事業の内容 サステナビリティ経営支援事業

②企業結合を行った主な理由

Greenroomは、月間PV100万を達成し、サステナ層から大きな知名度を獲得しているオンラインメディア「GREEN NOTE (<https://green-note.life/about/>)」の運営や、サステナブルな事業を作るためのトレンド調査、消費者調査を提供し、企業のサステナビリティ経営の支援を行っております。

当社は「プロフェッショナル人材が挑戦するエコシステムを創造する」をビジョンに掲げ、プロフェッショナル人材がライフステージに応じ、雇用・契約形態や働く場所、働く目的を自由に選択していくよう、挑戦の機会提供とその挑戦の支援を行うための事業を展開してきました。

フリーランスのマッチングサービス「フリーコンサルタント.jp (<https://freeconsultant.jp>)」、地方副業プラットフォーム「Skill Shift (<https://www.skill-shift.com>)」、地方転職プラットフォーム「Glocal Mission Jobs (<https://glocalmissionjobs.jp>)」、クリエイター・マッチングサービス「MOREWORKS (<https://www.moreworks.jp>)」以上4サービスの合計登録者は92,000名を超え（2025年9月30日時点）、引き続きより多くのプロフェッショナル人材に対する挑戦の機会提供と挑戦の支援ができるよう、事業拡大と新事業の創出を進めております。

また、プロフェッショナル人材と企業のマッチングを推進することで、これまでに8,400社以上（2025年9月30日時点）のクライアント企業の経営課題解

決を支援してきましたが、今後もより多くの企業を支援していくだけでなく、多様化するクライアント企業の経営課題の解決に貢献していくよう、多様なプロフェッショナル人材の確保とソリューションの開発を推進しております。

また、近年、エンタープライズ向けの経営課題としてSDGsの取り組みは必須となってきており、サステナビリティ領域のニーズが顕在化してきております。

本件株式取得により、企業のサステナビリティ経営推進のサポートや社会の課題解決への取組みを強化し、当社のクライアント企業に対する多様なソリューションの提供の可能性が広がることを見込んでおります。

以上の理由により、同社を子会社化することは、当社の成長戦略の達成と中長期的な企業価値向上に寄与するものと判断し、本件株式取得を実施することといたしました。

③ 企業結合日

2025年3月3日（みなし取得日3月31日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 150,000千円

取得原価 150,000千円

(3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

株価算定費用等 400千円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

151,624千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(5) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | |
|-------|-------|
| 流動資産 | 1,530 |
| 固定資産 | — |
| <hr/> | |
| 資産合計 | 1,530 |
| 流動負債 | 3,154 |
| 固定負債 | — |
| <hr/> | |
| 負債合計 | 3,154 |
| | |

貸 借 対 照 表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 2,767,683 | 流動負債 | 1,796,946 |
| 現金及び預金 | 1,433,884 | 買掛金 | 1,390,710 |
| 売掛金 | 1,069,275 | 未払金 | 102,953 |
| 契約資産 | 186,576 | 未払費用 | 34,816 |
| 前払費用 | 42,704 | 未払法人税等 | 17,748 |
| 関係会社 短期貸付金 | 30,000 | 未払消費税等 | 43,683 |
| その他 | 5,241 | 契約負債 | 15,072 |
| 固定資産 | 369,449 | 預り金 | 103,614 |
| 有形固定資産 | 62,954 | 賞与引当金 | 87,708 |
| 建物 | 67,706 | その他 | 639 |
| 工具、器具及び 備品 | 22,290 | 負債合計 | 1,796,946 |
| 減価償却累計額 | △27,041 | 純資産の部 | |
| 無形固定資産 | 27,818 | 株主資本 | 1,340,186 |
| 商標権 | 449 | 資本金 | 94,910 |
| ソフトウエア | 27,369 | 資本剰余金 | 395,372 |
| 投資その他の資産 | 278,675 | 資本準備金 | 236,993 |
| 投資有価証券 | 0 | その他資本剰余金 | 158,378 |
| 関係会社株式 | 150,400 | 利益剰余金 | 975,827 |
| 長期前払費用 | 27,957 | その他利益剰余金 | 975,827 |
| 繰延税金資産 | 44,607 | 繰越利益剰余金 | 975,827 |
| その他 | 55,709 | 自己株式 | △125,923 |
| | | 純資産合計 | 1,340,186 |
| 資産合計 | 3,137,133 | 負債及び純資産合計 | 3,137,133 |

損 益 計 算 書

(自2024年10月1日 至2025年9月30日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------------|---------|------------|
| 売上高 | | 11,143,079 |
| 売上原価 | | 8,303,927 |
| 売上総利益 | | 2,839,151 |
| 販売費及び一般管理費 | | 2,522,588 |
| 営業利益 | | 316,562 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 1,662 | |
| 受取手数料 | 3,518 | |
| 保険解約返戻金 | 4,506 | |
| 雑収入 | 3,116 | 12,804 |
| 営業外費用 | | |
| 支払手数料 | 302 | 302 |
| 経常利益 | | 329,063 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 0 | |
| 減損損失 | 93,182 | 93,182 |
| 税引前当期純利益 | | 235,881 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 104,464 | |
| 法人税等調整額 | 6,813 | 111,278 |
| 当期純利益 | | 124,603 |

株主資本等変動計算書

(自2024年10月1日 至2025年9月30日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | |
|---------------------|--------|---------|--------------|-------------|--------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | その他 利益剰余金 | 利益剰余金 合計 |
| 2024年10月1日残高 | 86,765 | 228,848 | 158,378 | 387,227 | 851,224 | 851,224 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | 8,145 | 8,145 | | 8,145 | | |
| 当期純利益 | | | | | 124,603 | 124,603 |
| 自己株式の取得 | | | | | | |
| 事業年度中の変動額 合計 | 8,145 | 8,145 | — | 8,145 | 124,603 | 124,603 |
| 2025年9月30日残高 | 94,910 | 236,993 | 158,378 | 395,372 | 975,827 | 975,827 |

| | 株主資本 | | 純資産合計 |
|---------------------|----------|------------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本 合計 | |
| 2024年10月1日残高 | △24,910 | 1,300,306 | 1,300,306 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | | 16,290 | 16,290 |
| 当期純利益 | | 124,603 | 124,603 |
| 自己株式の取得 | △101,013 | △101,013 | △101,013 |
| 事業年度中の変動額 合計 | △101,013 | 39,879 | 39,879 |
| 2025年9月30日残高 | △125,923 | 1,340,186 | 1,340,186 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を含む）については定額法を採用しております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、貸倒実績が無いこと、貸倒懸念債権が存在しないことにより、貸倒引当金は計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

プロフェッショナル人材向けサービス

顧客企業から業務委託、人材派遣、もしくは人材紹介という形態で案件を受注し、当社は登録者の中から適したプロフェッショナル人材を選定し、受注した業務委託を再発注、又は有期雇用契約を行うことで顧客の抱える経営課題に対し最適な解決方法でサポートするサービスです。履行義務は顧客に対し約束したサービスを契約期間にわたり提供することであり、顧客との契約におけるサービスの提供期間にわたって履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

人材紹介サービス

中途採用を予定している顧客に対して、求人ニーズに応じて転職希望者を紹介するサービスです。履行義務は顧客へ紹介した人材が入社した時点で充足されるため、一時点で収益を認識しております。

ソリューションサービス

新規事業の立ち上げやオープン・イノベーション支援を蓄積されたノウハウとビッグデータを活用することでソリューションの提供を行うサービスです。履行義務は顧客に対し約束したサービスを契約期間にわたり提供することであり、顧客との契約におけるサービスの提供期間にわたって履行義務が充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

なお、収益は、いずれのサービスも顧客との契約において合意された金額で測定しており、取引の対価は契約条件に従い、履行義務を充足した時点から概ね1年以内で支払いを受けていることから、重要な金融要素はありません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（5年）を見積もり、その見積期間に応じて均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。) 等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項 ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(Greenroom株式会社に係る関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

Greenroom株式 150,400千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は市場価格のない株式のため、当該会社の株式評価においては、関係会社株式の実質価額と帳簿価額を比較検討することにより、関係会社株式の評価損計上の要否を判断しております。関係会社株式の実質価額は、当該会社の純資産額に超過収益力を反映した金額で評価しており、超過収益力は将来の事業計画に基づき評価しております。

当事業年度においては、取得時における事業計画と実績の比較分析や来期予算を含む将来事業計画の検討により、超過収益力が毀損していることを示す事象は識別されず、実質価額の著しい低下は無いと判断して、当該会社の関係会社株式について評価損を計上しておりません。

関係会社株式の実質価額に反映している超過収益力は、将来の事業計画に基づき評価しており、当該事業計画に用いた主要な仮定について、詳細は「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記 (Greenroom株式会社に係るのれんの評価)」をご参照ください。

将来の不確実な市場環境や経営環境の変化等により、主要な仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類における関係会社株式の評価に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

| | |
|------------|-----------|
| 当座貸越極度額の総額 | 850,000千円 |
| 借入実行残高 | 一千円 |
| 差引額 | 850,000千円 |

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|--------|-------|
| 短期金銭債権 | 381千円 |
|--------|-------|

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|------------|-------|
| 営業取引以外の取引高 | 993千円 |
|------------|-------|

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

| | |
|------|----------|
| 普通株式 | 197,408株 |
|------|----------|

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加分及び端株買取によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)

繰延税金資産

| | |
|-----------------|---------------|
| 賞与引当金 | 30,338 |
| 投資有価証券評価損 | 17,608 |
| 減損損失 | 4,429 |
| 未払事業税 | 1,594 |
| 資産除去債務 | 2,083 |
| その他 | 6,161 |
| 繰延税金資産小計 | 62,216 |
| 評価性引当額 | 17,608 |
| 繰延税金資産合計 | 44,607 |

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高 |
|-----|-----------------|----------------|------------------|-------|----------|-----------|--------|
| 子会社 | Green room 株式会社 | 所有直接 100% | 資金の貸付、経営指導、事務所賃貸 | 資金の貸付 | 30,000 | 関係会社短期貸付金 | 30,000 |
| | | | | 経営指導料 | 749 | 未収入金 | 137 |
| | | | | 利息の受取 | 244 | 未収利息 | 244 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料については、当社の運営費用及び業務内容を勘案し決定しております。
2. Greenroom株式会社に対する資金の貸付利息については、市場金利を勘案して決定しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表 「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の
計上基準」に記載のとおりです。

(2) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

連結注記表と同一のため記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 256円74銭

1株当たり当期純利益金額 23円46銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 減損損失に関する注記

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 用途 | 種類 | 場所 | 減損損失 (千円) |
|----|-----|----|-----------|
| — | のれん | — | 93,182 |

当社は、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

株式会社And Technologiesの株式取得時に超過収益力を前提として計上しておりましたのれんについて、投資額の回収に不確実性が高いことから、未償却残高の全額を減損損失として計上いたしました。

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、回収可能価額を零として評価しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

株式会社みらいワークス
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

| | |
|--------|-------------|
| 指定社員 | |
| 業務執行社員 | 公認会計士 佐藤 穎 |
| 指定社員 | |
| 業務執行社員 | 公認会計士 伊藤 宏美 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社みらいワークスの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みらいワークス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことがある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

株式会社みらいワークス
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 穎
指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 宏美

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みらいワークスの2024年10月1日から2025年9月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　監査法人A&Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月19日

株式会社みらいワークス　監査役会

常勤監査役　亀村 明　㊞

監 査 役（社外監査役）品川 広志　㊞

監 査 役（社外監査役）本行 隆之　㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、下記のとおり4名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び兼職の状況 | | | 所有株式数 (株) |
|---|-------------------------------------|--|--|--|--------------|
| 1 再任 | おかもと ながはる 岡本 祥治 (1976年8月28日生) | 2000年7月 2005年7月 2007年9月 2012年3月 2019年10月 2023年11月 | アンダーセン・コンサルティング(株) (現アクセンチュア(株)) 入社 (株)アイ・シー・エフ 入社 (株)オンサイドパートナーズ 設立 代表取締役(現任) 当社設立 代表取締役社長(現任) (株)スキルシフト 代表取締役 (株)ハイブ 代表取締役 | | 2,797,500 |
| 2 再任 | いけだ まさこ 池田 真樹子 (1978年8月24日生) | 2001年4月 2005年1月 2009年4月 2013年7月 2013年10月 2015年7月 2017年2月 2018年12月 2019年10月 | 落合公認会計士事務所 入社 グローバル・ブレイン(株) 入社 (株)イトクロ 入社 (株)クロス・マーケティング 入社 (株)クロス・マーケティンググループ 出向 当社 入社 当社 経営企画部長 当社 取締役コーポレート部長(現任) (株)スキルシフト 監査役 | | 26,700 |
| 3 再任 | なかた やすお 中田 康雄 (1943年2月24日生) | 1967年4月 1970年10月 1979年2月 2005年6月 2009年11月 2013年2月 2015年6月 2018年8月 | 宇部興産(株) 入社 三菱レイヨン(株) 入社 カルビー(株) 入社 同社 代表取締役社長 兼CEO、CIO 就任 (株)中田康雄事務所 設立 代表取締役(現任) 当社 顧問 当社 取締役(現任) 一般社団法人スマート・テロワール協会 代表理事兼会長(現任) | | 2,500 |

| 候補者番号 | ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び兼職の状況 | | 所有株式数 (株) |
|---------|--------------------------------------|--|---|--------------|
| 4 再任 | あいざわ としひこ 相澤 利彦 (1961年11月29日生) | <p>1985年 4 月 コスモ石油(株) 入社</p> <p>1995年 7 月 アンダーセン・コンサルティング(株) (現アクセンチュア(株)) 入社</p> <p>1999年 9 月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン (株) 入社</p> <p>2000年 8 月 アクセンチュア(株) 入社</p> <p>2002年 9 月 同社 エグゼクティブパートナー</p> <p>2006年 5 月 (株)ダイエー取締役</p> <p>2006年 5 月 (株)OMCカード取締役</p> <p>2007年 2 月 (株)エーエム・ピー・エム・ジャパン 代表取締役社長執行役員</p> <p>2007年 2 月 (株)レックスホールディングス取締役</p> <p>2009年 8 月 TSUNAGU・パートナーズ(株) 代表取締役 (現任)</p> <p>2010年 4 月 グロービス経営大学院教授 (現任)</p> <p>2012年 6 月 スパークスグループ(株)取締役</p> <p>2020年12月 (株)ウォンタムリープフードイノベーション 代表取締役 (現任)</p> <p>2024年 6 月 日本信号(株) 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2024年12月 当社 取締役 (現任)</p> | — | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡本祥治氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 池田真樹子氏の戸籍上の氏名は、宮崎真樹子であります。
4. 取締役候補者のうち、中田康雄氏及び相澤利彦氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。中田康雄氏の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって、10年6ヶ月になります。相澤利彦氏の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって、1年になります。当社は、中田康雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。
5. (1) 中田康雄氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営及び企業内情報システムに知見を有していることから、公正かつ客観的な見地からの確な助言によって当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献することを期待したためであります。
- (2) 相澤利彦氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏はコンサル業界の経験及び経営大学院教授としての経験を豊富に有しているとともに、企業経営においても再生企業の社長としてのハンズオンな経験を有していることから、公正かつ客観的な見地からの確な助言によって当社の企業価値向上及びコーポレートガバナンスの強化に貢献することを期待したためであります。
6. 当社と中田康雄氏及び相澤利彦氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。中田康雄氏及び相澤利彦氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に起因して損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。各取締役候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役の亀村明氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、下記のとおり1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び兼職の状況 | 所有株式数 (株) |
|---|--|--------------|
| かめむら あきら 亀村 明 (1947年8月29日生) 再任 | <p>1970年4月 日興証券(㈱) (現SMBC日興証券(㈱)) 入社 1998年12月 同社 執行役員 2001年4月 日興企業(㈱) 常務取締役 2001年8月 (㈱)アルファシステムズ 常勤顧問 2001年10月 同社 常務取締役 2009年9月 AIU保険会社 (現AIG損害保険(㈱)) 顧問 2011年12月 (㈱)メタップス 常勤監査役 2018年11月 同社 社外取締役 (常勤監査等委員) 2021年4月 同社 パートナー (現任) 2021年10月 当社 仮監査役 2021年12月 当社 監査役 (現任) 2022年11月 (㈱)ドラEVERT 社外監査役 (現任)</p> | — |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 候補者を監査役候補者とした理由は、同氏は上場会社の取締役及び監査役としての豊富な経験を有しており、客観的立場から監査の妥当性を確保していただけたものと判断いたしました。
 3. 当社と亀村明氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 4. 当社は監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に起因して損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。監査役候補者が監査役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び兼職の状況 | | 所有株式数 (株) |
|-----------------------------------|--|---|--------------|
| おおたけ ゆうき 大嶽 雄輝 (1985年7月5日生) | 2013年12月 2014年1月 2015年7月 2019年3月 2020年9月 2022年3月 2022年6月 | 弁護士登録 弁護士法人松尾綜合法律事務所 米国The Center for American and International Law 夏期講座修了 慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務修士（LL.M） 日本銀行政策委員会室法務課出向 同出向終了 大嶽総合法律事務所（現任） | — |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大嶽雄輝氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 大嶽雄輝氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として企業法務に精通し、豊富な経験、法律に関する高い見識等を有しているためであります。
4. 大嶽雄輝氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 大嶽雄輝氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 当社は監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に起因して損害賠償請求をされた場合の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。大嶽雄輝氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれます。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度の改定の件

1. 提案の内容と理由

当社の取締役（社外取締役を除く）の金銭報酬額は2015年6月24日開催の臨時株主総会において、年額80,000千円以内とご承認をいただいております。また、業績連動型株式報酬については、2022年12月23日開催の第11回定時株主総会において、株主の皆様にご承認いただき導入し、本制度に係る金銭報酬債権の総額は各対象期間（3ヶ年の事業年度）につき80,000千円以内、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、各対象期間（3ヶ年の事業年度）につき72千株以内として本制度を運用してまいりました。

今回の業績連動報酬制度の一部改定は、取締役が株主価値の最大化に対してより明確なコミットメントを持つことを目的として、本制度の基本的枠組みは維持しつつ、譲渡制限期間及び対象期間を見直すものです。

なお、本制度における評価指標は従前どおり取締役会が定めるものとしますが、本改定後の最初の発行に係る評価指標については、「2029年9月末日までの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の終値の1か月平均（当日を含む21取引日）に発行済株式総数（自己株式を除く）を乗じた時価総額が一度でも100億円以上となること」といたします。

この変更に伴い、3ヶ年としていた譲渡制限期間及び3ヶ年の事業年度としていた金銭報酬債権・株式数上限の対象期間を、当該評価指標の達成時期に整合するよう変更いたします。

本議案は、これらの変更について株主の皆様のご承認をお願いするものです。

なお、第1号議案が原案どおり承認可決された場合、本制度の対象となる当社の取締役（社外取締役を除く、以下「対象取締役」という。）は2名となります。

また、本議案における報酬制度の一部改定は、当社の企業価値向上を図るインセンティブとしての有効性、当社の業績及び役員の職責・貢献度を総合的に勘案し、取締役会による検討結果を踏まえて決定したものであり、本議案に記載する制度内容は、当社の事業規模や業績に照らして妥当かつ相当であると判断しております。

2. 改定内容

評価対象指標の変更

譲渡制限期間の変更

改定前：3年以上で当社の取締役会が定める期間

改定後：譲渡制限付株式の交付日の属する事業年度に係る有価証券報告書もしくは半期の報告書が提出された日を超える期間で当社の取締役会が定める期間

金銭報酬債権及び発行株式数上限の対象期間の変更

改定前：3ヶ年の事業年度

改定後：譲渡制限付株式の交付日の属する事業年度に係る有価証券報告書もしくは半期の報告書が提出された日を超える期間で当社の取締役会が定める期間
なお、上限額・株式数は従来どおりの枠内で運用いたします。

3. 改定後の本制度の内容

【本制度（業績連動型株式報酬制度）の概要】

本制度は、対象取締役に業績連動条件を付した譲渡制限付株式を付与するために、対象取締役に対し、用途を特定した金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は自己株式処分(以下「交付」という。)し、これを保有させるものです。ただし、当社は、対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結し、対象取締役は本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)を本割当契約に定める一定の期間中は自由に譲渡等をすることができないものとし、譲渡制限期間内に所定の業績を達成した場合には、本割当株式の譲渡制限が解除されると同時に金銭を支給し、譲渡制限が解除されなかった本割当株式は無償で会社に返還(譲渡)するものといたします。このようにして、対象取締役に対して、所定の評価指標達成へのインセンティブを付与いたします。譲渡制限期間その他本制度の運用全般に関する事項については、当社の取締役会において決定いたします。

本制度に基づく当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとします。

(1) 謾渡制限期間

対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日の属する事業年度に係る有価証券報告書もしくは半期の報告書が提出された日を超える期間で当社の取締役会が定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 謕渡制限の解除

上記(1)の定めに関わらず、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他一定の地位にあったこと、及び本制度改定後の最初の発行に係る株式については、2029年9月末日までの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の終値の1か月平均(当日を含む21取引日)に発行済株式総数(自己株式を除く)を乗じた時価総額が一度でも100億円以上となることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点を持ってすべての株式の譲渡制限を解除する。その後の発行に係る株式については、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社の取締役その他一定の地位にあったこと、及び当社の取締役会があらかじめ設定した評価指標の達成度に応じた数の

株式について、譲渡制限期間が満了した時点を持って譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他の地位を喪失した場合、譲渡制限を解除する株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都港区虎ノ門四丁目1番13号
Prime Terrace KAMIYACHO 2F



交通のご案内

東京メトロ日比谷線 「神谷町駅」 4b出口 徒歩2分

(お願い)

会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。